



発行 東京都

目次

72

規則

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（総務局人事部人事課）..... 一
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（総務局人事部職員支援課）..... 一
- 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則  
.....（同）..... 二
- 東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（同）..... 四
- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則：（総務局人事部制度企画課）..... 四
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
.....（同）..... 四
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（同）..... 五
- 東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則  
.....（生活文化局広報広聴部情報公開課）..... 五
- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則  
.....（福祉保健局保健政策部疾病対策課）..... 六
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則：（福祉保健局少子社会対策部計画課）..... 七
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則  
.....（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）..... 四
- 職員の配偶者同行休業に関する規程  
.....（総務局人事部職員支援課）..... 四

訓令

規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十六号

職員が大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成二十年東京都規則第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三条第三項第一号」を「第三条第三項第二号」に改める。

第九条中「第三条第三項第五号」を「第三条第三項第六号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十七号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。別記第二号様式中

4	配偶者の養育計画	
配偶者の氏名		
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> その他( )
5	備考	

4 備考

- 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、1から4までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 6 該当する□には印を記入すること。
- 「3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。
- 5 該当する□には印を記入すること。

改める。

別記第三号様式及び別記第五号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年東京都条例第百四十五号）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第三条第四号又は第七条第五号に規定する育児休業等計画書による申出は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則第二条第三項又は第五条第三項の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第二号様式、第三号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百八十八号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の申請手続)

第二条 条例第五条の配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（別記第一号様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、条例第六条の配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第四条 条例第八条第一項各号の規定による届出は、配偶者同行休業状況届出書（別記第二号様式）により行うものとする。

(職務復帰)

第五条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第七条第三号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 配偶者同行休業に関し必要な申請その他の手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記  
第1号様式 (第2条、第3条関係)

配偶者同行休業承認申請書

(任命権者) 申請年月日 年 月 日

殿 申請者 所 属 職・氏名

下記のとおり 配偶者同行休業の承認を申請します。 職・氏名

1 申請の区分  
 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入)  
 期間の延長 (2、3及び5に記入)

2 氏名

職 業 等

申請に係る配偶者  
申請時の所属先の名称  
(所在地) ( )

外国滞在事由

外国滞在中の所属先の名称  
(所在地) ( )

3 職員及び配偶者の  
外国滞在中の住所(居所)  
継続する期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 延長の期間 年 月 日から 年 月 日まで  
既に配偶者同行休業を承認された期間

6 備考

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「1 申請の区分」欄は、該当する区分の□にレ印を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在中の事由・休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式 (第4条関係)

配偶者同行休業状況届出書

(任命権者) 届出年月日 年 月 日

殿 届出者 所 属 職・氏名

下記のとおり配偶者同行休業の状況について届出をします。

配偶者が死亡した。

配偶者が自分の配偶者でなくなった。

配偶者と生活を共にしなくなった。

配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者の外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。

妊娠出産休暇により就業しなくなった。

2 その他事項

3 届出事由  
が発生した日 年 月 日

- (注) 1 「1 届出事由」欄は、該当する事由の□にレ印を記入すること。
- 2 配偶者外国滞在事由とは、次に掲げる事由をいう。
- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(「1」及び「2」に該当するものを除く。)
- 3 「2 その他記載事項」欄には、「1 届出事由」の詳細その他の必要な事項について記載すること。

(日本工業規格A列4番)

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百八十九号

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則（平成元年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「育児休業中の者」の下に、「配偶者同行休業中の者」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百九十号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第二号から第四号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十  
六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員  
第二条第二項第一号中「前項第三号から第六号まで」を「前項第二号又は第四号から第七号まで」に改める。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間 五割

第四条第三項中「前項第三号、第七号又は第八号」を「前項第四号、第八号又は第九号」に改める。

別表第一中

育児短時間勤務職員等に相当する者	育児短時間勤務職員等	を
配偶者同行休業に相当する休業	配偶者同行休業	に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第百九十一号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第二号から第四号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、

同項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）を「法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員

第二条第二項第一号中「前項第三号から第六号まで」を「前項第二号又は第四号から第七号まで」に改める。

第三条の三第二項第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間

第三条の三第三項中「前項第四号又は第七号から第十号まで」を「前項第五号又は第八号から第十一号まで」に改める。

別表第二中

育児短時間勤務職員等に相当する者	育児短時間勤務職員等	を
育児短時間勤務職員等に相当する者	育児短時間勤務職員等	に改める。
配偶者同行休業に相当する休業	配偶者同行休業	

附則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

●東京都規則第九十二号

東京都知事 舩 添 要 一

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第七号中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 条例付則第十四条第二項の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなすものとされた先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から中期目標管理法等の職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

第七条の七第一項第一号中「地方公務員法」の下に「第二十六条の六の規定による配偶者同行休業、同法」を加える。

附則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十三号

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則

東京都情報公開・個人情報保護審議会規則（平成十一年東京都規則第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第九項」を「第三十四条第十三項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（臨時委員）

第二条の二 条例第三十四条第七項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

第四条第一項中「会長」を「知事」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十四条第四項に規定する事項に係る審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三十四条第四項に規定する事項に係る審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第六条第二項中「同条第一項及び第三項」を「同条第一項中「知事」とあり、及び同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 部会は、部会における所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、実施機関に対し資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

第八条第二項中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第二項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。）の施行に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号。以下「政令」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法で使

用する用語の例による。

(支給認定の申請)

第三条 省令第十二条第一項に規定する申請書は、別記第一号様式による。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

一 省令第十二条第二項及び第三項に規定する指定医の診断書（別記第二号様式）

二 支給認定の申請をしようとする指定難病の患者又は当該患者の保護者（以下「申請者」という。）及び当該患者（当該患者の保護者が申請を行う場合にあっては、当該患者及び当該保護者）と同一の世帯に属する全ての方について記載のある住民票の写し

三 次に掲げる申請者の区分に応じ、当該区分に掲げる者の、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税年額を証明する書類

イ 申請者が省令第六条第一号に掲げる区分に該当する場合 当該申請者

ロ 申請者が省令第六条第二号に掲げる区分に該当する場合 当該申請者及び当該申請者に係る支給認定基準世帯員（政令第一条第一項第二号に規定する支給認定

基準世帯員をいう。以下同じ。）

ハ 申請者が省令第六条第三号に掲げる区分に該当する場合 当該申請者に係る支給認定基準世帯員

四 申請者及び当該申請者に係る支給認定基準世帯員（第十号又は第十一号の規定に該当する場合にあっては医療費算定対象世帯員（政令第一条第二項に規定する医療費算定対象世帯員をいう。以下同じ。））全員の、加入している医療保険の被保険者証等（医療保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者証（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百二十六条の規定による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証をいう。）の写し

五 保険者が知事に所得区分に関する情報を提供することに同意する旨の書類

六 申請者及び当該申請者に係る支給認定基準世帯員が被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下この号において同じ。）であることを証明する書類（当該申請者及び当該申請者に係る支給認定基準世帯員が被保護者である場合に限る。）

七 政令第一条第一項第五号に規定する公的年金額、合計所得金額及び省令第八条に規定する給付の金額を証明する書類（当該申請者が市町村民税世帯非課税者（政令第一条第一項第四号イに規定する市町村民税世帯非課税者をいう。）である場合に限る。）

八 当該申請に係る指定難病の患者が法第七条第一項第二号に規定する者に該当することを証明する書類として知事が別に定めるもの（当該患者が当該規定に該当するとして申請を行う場合に限る。）

九 当該申請に係る指定難病の患者が高額難病治療継続者（政令第一条第一項第二号ロに規定する高額難病治療継続者をいう。以下同じ。）に該当することを証明する書類として知事が別に定めるもの（当該患者が高額難病治療継続者に該当するとして申請を行う場合に限る。）

十 当該申請を行う指定難病の患者に係る医療費算定対象世帯員における他の支給認定を受けた指定難病の患者に係る医療受給者証の写し（当該申請を行う指定難病の患者が当該医療費算定対象世帯員において該当する者がいるとして申請を行う場合に限る。）

十一 当該申請を行う指定難病の患者又は当該患者に係る医療費算定対象世帯員における児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の第三第三項に規定する医療費支給認定に係る同法第六条の第二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下この号において「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。）に係る同法第十九条の第三第七項に規定する医療受給者証の写し（当該申請を行う患者が、当該申請を行う患者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であり、又は当該医療費算定対象世帯員において該当する者がいるとして申請を行う場合に限る。）

（申請内容の変更の届出）

第四条 省令第十三条に規定する申請内容の変更の届出は、別記第三号様式による。

2 前項の届出には、医療受給者証のほか、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 当該届出に係る指定難病の患者又は当該患者の保護者の氏名若しくは居住地の変更 当該患者又は当該保護者に係る住民票の写しその他当該変更を証明する書類
- 二 省令第十二条第一項第四号に規定する事項に係る変更 前条第二項第三号から第七号までに規定する書類（該当する場合に限る。）
- 三 支給認定基準世帯員の構成に係る変更（前号に規定するものを除く。） 前条第二項第三号、第四号及び第七号に規定する書類（該当する場合に限る。）

（指定医の指定）

第五条 知事は、省令第十五条第一項の規定により、指定医を指定したときは、当該指定医に対し、別記第四号様式により通知するものとする。

（指定医の指定の申請）

第六条 省令第十六条第一項に規定する申請書は、別記第五号様式による。

（指定医の更新申請）

第七条 指定医は、省令第十七条第二項の規定による更新を受けようとするときは、知事に申請するものとする。この場合においては、前二条の規定を準用する。

（指定医の申請内容の変更の届出）

第八条 省令第十九条に規定する指定医の申請内容の変更の届出は、別記第六号様式による。

2 前項の届出が指定医の氏名の変更に係るものであるときは、当該変更を証する書類を添付しなければならない。

（指定医の辞退）

第九条 省令第二十条第一項の規定により指定医がその指定を辞退するときは、別記第七号様式による辞退届により知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する辞退届には、第五条に規定する通知（以下「指定医指定通知」とい

う。)を添付しなければならない。

(指定医の指定通知の再交付申請)

第十条 指定医は、指定医指定通知を破り、汚し、又は失ったときは、別記第八号様式により、当該通知の再交付の申請を行うことができる。

2 指定医指定通知を破り、又は汚した場合には、前項の申請書に、当該通知を添付しなければならない。

3 指定医指定通知の再交付を受けた後、失った指定医指定通知を発見したときは、速やかにこれを知事に返還しなければならない。

(医療受給者証)

第十一条 法第七条第四項に規定する医療受給者証は、別記第九号様式による。

(支給非認定の通知)

第十二条 知事は、法第六条第一項の申請があつた場合において、支給認定をしないこととしたときは、別記第十号様式により、当該申請に係る指定難病の患者又は当該患者の保護者に通知するものとする。

(医療受給者証の再交付の申請)

第十三条 省令第二十七条に規定する申請書は、別記第十一号様式による。

(医療受給者証等の提示)

第十四条 支給認定を受けた指定難病の患者(政令第一条第一項第七号に規定する者を除く。)が法第七条第六項の規定により医療受給者証を提示するときは、別記第十二号様式による自己負担限度額管理票を添えるものとする。

(指定難病審査会の委員の定数)

第十五条 法第八条第一項に規定する指定難病審査会の委員の定数は、二十人以内とする。

(支給認定の有効期限)

第十六条 支給認定の有効期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、知事が認めた場合は、申請を受理した日から起算して一年三月以内で知事が定める日までとすることができる。

一 支給認定を受けていない者が支給認定を受けた場合 当該支給認定に係る申請を

受理した日から一年を経過する日の属する月の末日

二 既に支給認定を受けている者が当該支給認定に係る有効期間の満了後も引き続き支給認定を受けた場合 支給認定の有効期間が満了する日の翌日から一年を経過する日

三 既に支給認定を受けている者が当該支給認定の有効期間内において法第十条第二項及び省令第三十二条第三号の規定により当該支給認定に係る指定難病以外の指定難病について支給認定を受けた場合 既に受けている支給認定に係る有効期間が満了する日

(支給認定の変更の申請)

第十七条 省令第三十三条第一項に規定する申請書は、別記第十三号様式による。

2 前項の申請書には、医療受給者証のほか、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

一 負担上限月額(政令第一条第一項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)及び負担上限月額に関する事項に係る変更 第三条第二項第一号、第三号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)

二 指定難病の名称 当該指定難病に係る省令第十二条第二項及び第三項に規定する指定医の診断書

(医療費助成対象者証明書の交付)

第十八条 知事は、省令第十三条の規定により支給認定の申請内容の変更の届出を受理したとき、又は省令第三十三条の規定により支給認定の変更の申請を受理したときは、別記第十四号様式による東京都医療費助成対象者証明書を交付するものとする。

(支給認定の取消し)

第十九条 知事は、法第十一条第一項の規定により支給認定を取り消したときは、別記第十五号様式により、当該取消しに係る支給認定患者等に通知するものとする。

(特定医療費の請求)

第二十条 支給認定患者等は、特定医療費の支給を受けようとするとき(法第七条第七項の規定に該当する場合を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該



各号に定める申請書により知事に請求するものとする。

一 次号に掲げるもの以外の特定医療費の支給を受けようとするとき 医療費支給申請書兼口座振替依頼書(別記第十六号様式)

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による医療に関する給付に係る特定医療費の支給を受けようとするとき 介護給付費支給申請書兼口座振替依頼書(別記第十七号様式)

(指定医療機関の指定の申請)

第二十一条 省令第三十五条に規定する指定医療機関の指定に係る申請書は、別記第十八号様式による。

2 知事は、法第十四条第一項の規定により指定医療機関を指定したときは、当該指定医療機関に対し、別記第十九号様式により通知するものとする。

(指定医療機関の更新申請)

第二十二条 指定医療機関は、法第十五条第一項の規定による更新を受けようとするときは、知事に申請するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(指定医療機関の申請内容の変更等の届出)

第二十三条 省令第四十二条に規定する届出は、別記第二十号様式による。

(指定医療機関の業務の休止等の届出)

第二十四条 省令第四十三条に規定する指定医療機関の業務の休止等の届出は、別記第二十一号様式による。

(指定医療機関の指定辞退の届出)

第二十五条 省令第四十四条に規定する指定医療機関の指定の辞退の届出は、別記第二十二号様式による。

2 前項の届出には、第二十一条第二項に規定する通知(以下「指定医療機関指定通知」という。)を添付しなければならない。

(指定医療機関の指定の再交付申請)

第二十六条 指定医療機関は、指定医療機関指定通知を破り、汚し、又は失ったときは、別記第二十三号様式により、当該通知の再交付の申請を行うことができる。

2 指定医療機関指定通知を破り、又は汚した場合には、前項の申請書に、当該通知を

添付しなければならない。

3 指定医療機関指定通知の再交付を受けた後、失った指定医療機関指定通知を発見したときは、速やかにこれを知事に返還しなければならない。

(実施細目)

第二十七条 知事は、この細則に定めるもののほか、難病の患者に対する医療等の実施に関して必要な細目を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。(政令附則第二条に規定する基準に該当する者に係る特例)

2 難病療養継続者(政令附則第三条に規定する難病療養継続者をいう。以下同じ。)に係る第三条第二項第九号及び第十七条第二項第一号の規定の適用については、第三条第二項第九号中「高額難病治療継続者(政令第一条第一項第二号に規定する高額難病治療継続者をいう。以下同じ。)」に該当することを証明する書類として知事が別に定めるもの(当該患者が高額難病治療継続者に該当するとして申請を行う場合に限り、日常生活に著しい支障があると認められる者に該当することを証明する書類として知事が別に定めるもの(当該患者が当該者に該当するとして申請を行う場合に限る。))とあるのは「体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者に該当することを証明する書類」として知事が別に定めるもの(当該患者が当該者に該当するとして申請を行う場合に限る。))と、第十七条第二項第一号中「第九号から第十一号までに掲げる書類」とあるのは「第十号、第十一号及び附則第二項の規定により読み替えて適用する第三条第二項第九号に掲げる書類」とする。

3 第十六条第一号の規定にかかわらず、難病療養継続者に係る支給認定の有効期限については、知事が別に定めるところによる。

(東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する難病認定患者等に係る特例)

4 知事は、施行日の前日において東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号。以下「改正難病医療費助成規則」という。)による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する

る規則（以下「旧難病医療費助成規則」という。）第六条第一項の規定により医療費の助成に係る認定（旧難病医療費助成規則別表第一の第二類の欄に掲げる疾病のうち指定難病に相当する疾病に係るものに限る。以下この項において「助成認定」という。）を受けていた者（施行日前に旧難病医療費助成規則第五条第一項の規定により申請を行い、施行日以後に助成認定を受けた者を含む。）であつて、施行日以後引き続き助成の対象となるものが、平成二十九年十二月三十一日までの間において、改正難病医療費助成規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「新難病医療費助成規則」という。）第八条第一項に規定する医療費の助成期限（新難病医療費助成規則第十条第一項の規定による更新申請に係る認定を受けた場合にはその助成期限）までに法第六条第一項の規定により申請を行い、支給認定（助成認定を受けた疾病に係るものに限る。）を受けた場合は、当該支給認定の有効期間の開始日から平成二十九年十二月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、法第五条第二項及び第三項の規定により、一月につき、当該支給認定患者等が負担すべき額が当該中欄に掲げる額を超えた額について、当該下欄に掲げる額を限度額として、当該医療に要した費用を助成するものとする。

区分	月ごとの自己負担額	東京都助成限度額
一 政令第一条第一項第一号に掲げる者	二万円	一万円
二 政令第一条第一項第二号イに掲げる者	一万円	一万円
三 政令第一条第一項第三号に掲げる者（高額難病治療継続者を除く。）	五千元	五千元

5 前項に規定する者が、身体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者として知事の認定を受けた場合は、前項の表上欄中「第一条第一項第三号に掲げる者（高額難病治療継続者を除く。）」とあるのは「第一条第一項第四号イに掲げる者」と、同表中

く。）とあるのは「第一条第一項第四号イに掲げる者」と、同表中

二万円	一万円
一万円	一万円
五千元	五千元
五千元	二万五千元
五千元	一万五千元
二千五百円	二千五百円

とあるのは

とする。

6 前項の認定を受けようとする者は、体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者に該当することを証明する書類として知事が別に定めるものにより、知事に申請しなければならない。

7 附則第四項及び附則第五項に規定する助成については、法に規定する特定医療費の支給の例による。

（経過措置）

8 難病療養継続者並びに附則第四項及び附則第五項に規定する者に係る第二十条第一号の規定の適用については、同号中「医療費支給申請書兼口座振替依頼書（別記第十六号様式）」とあるのは「医療費支給申請書兼口座振替依頼書（経過措置用）（附則別記様式）」とする。

9 この規則の施行の際、現に法、政令及び省令の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当の規定に基づいてなされた申請、届出その他の手続とみなす。



別記 第1号様式(第3条関係)

特定医療費支給認定申請書(新規・更新)

受給者番号

フリガナ	姓	名	性別	生年月日 (年齢)	年 月 日 (満)
氏名					
郵便番号			電話番号	( )	
住所	区 町 丁目 番 号				
	(ペンゴノ名等)				
加入 医療保険等	種類	生活保護・協会・総員・日雇・組合・共済・国保・後期(退職被保険者)	本人・家族		
	加入者名称	記号	番号	番号	
	保険者番号	保険者番号	1割・2割・3割		

↓ 患者本人が18歳未満の場合は、保護者の情報に記載してください。

申請者(医療受給者)の送付先	フリガナ	氏名	姓	名
以下に該当する場合は□に印を付けてください。	□ 患者氏名と同じ	□ 父	□ 母	□ 子
□ 患者住所・電話番号と同じ	□ 父	□ 母	□ 子	□ 兄弟姉妹
□ 申請者住所・電話番号と同じ	□ 父	□ 母	□ 子	□ 祖父
□ 申請者住所・電話番号と同じ	□ 父	□ 母	□ 子	□ その他( )
郵便番号	都 府 区 町 丁目 番 号	電話番号	( )	
住所	道 県 市 村 丁目 番 号			
	(ペンゴノ名等)			

病名	①	②	③
④	⑤	⑥	⑦
その他	申請情報		
□ 人工呼吸器を使用している	□ 小児慢性特定疾病の医療費助成も受けている		
□ 体外式補助人工心臓を使用している	□ 申請書の届する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。 ※別に定める、医療機関の療養証明を添付してください。		
□ 小児慢性特定疾病の医療費助成も受けている	□ 申請書の届する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった。 ※別に定める、医療機関の療養証明を添付してください。		
□ 申請書の届する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった。 ※別に定める、医療機関の療養証明を添付してください。	□ 有効期限が平成26年12月31日までの難病の医療費をお持ちの方のみ		
□ 重症認定を申請する。 ※別に定める診断書を添付してください。			

診断書の利用  
に同意する旨を  
添付書類として  
提出してください。

基礎資料として厚生労働省及び東京都の市区町村に提供すること同意する。

□ はい □ いいえ

本申請書に記載のとおり申請します。

年 月 日 申請者氏名

東京都知事 殿

患者と同じ医療保険に加入している者	氏名	氏名	氏名	氏名	患者との続柄

上記の者のうち右に該当している者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
難病の医療費助成を受けている者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている者	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
	フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日

↓ 所在地欄の都道府県名は必ず記載してください。

種別	□ 病院	□ 診療所	□ 薬局	□ 訪問看護事業所	※いずれかの□に印を付けてください。
① 利用状況	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県	回 /1か月
② 利用状況	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県	回 /1か月
③ 利用状況	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県	都 道 府 県	回 /1か月

【補綴器(義歯)】

本申請書の内容及び本申請書に添付された診断書については、患者の方が良状かつ適切な医療を受けられるよう、患者の方の同意の下に厚生労働省や東京都、区市町村の研究事業その他の難病患者の方の支援のための基礎資料として使用することとします。

なお、若狭研究において更に御座力を依頼する場合は、それぞれその難病者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の書面を御座願いたします。

介護認定 無・有 (要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5) 身体障害者手帳 無・有 (級)

医療処置 無・有 (人工呼吸器・吸引器・気管切開・酸素・胃ろう・経管栄養)

生活・療養の状況

1. 就労 1. 就労 2. 自立療養 3. 入院(医療機関) 4. その他施設入所(施設名)

7. その他施設入所(施設名)

受取印押印欄

第2号様式 (第3条別添)

臨床調査個人票

■基本情報

氏名 姓 (かみ) 名 (かみ) 姓 (假字) 名 (假字)

住所 住所

生年月日 西暦 年 月 日

性別 1. 男 2. 女

近視者の重症者の有無 1. あり 2. なし 3. 不判

重症者家族 1. 父 2. 母 3. 子 4. 同胞 (男性) 5. 同胞 (女性) 6. 祖父 (父方) 7. 祖母 (父方) 8. 祖父 (母方) 9. 祖母 (母方) 10. いとこ 11. その他 (候補: )

発症年月 西暦 年 月 日

検査回数 1. 要介護 2. 要支援 3. なし

移動の自由度 1. 歩行困難に問題はない 2. いくらか問題がある 3. 歩行困難である

身元の回りの整理 1. 洗面や着替えに問題はない 2. いくらか問題がある 3. 自分でできない

おたんの活動 1. 問題はない 2. いくらか問題がある 3. 行うことができない

不安ふさぎ込み 1. 問題はない 2. 中間度 3. ひどく不安あるいはふさぎ込んでいる

(付添欄ごとに親戚基準上の必要事項を説明形式で掲載)

医療機関名 指定医番号

医療機関所在地 ( ) 電話番号

医師の氏名 印 記載年月日: 年 月 日

\*白筆又は押印のこと。

特定医療費支給認定内容変更届

該当する事項のみ記載してください。

フリガナ 氏名 ※1		姓		名		性別	
郵便番号		区		町		番 号	
住所 ※1		(マツヨリ名等)					
加入医療保険等 ※2		種類	生活保護・協会・船員・日雇・組合・共済・国保(後期(遺贈保険者))	本人	家族		
		保険者名称	記号	番号	1割・2割・3割		
		後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証を所持している場合の負担割合					
フリガナ 氏名 ※1		姓					
郵便番号		区		町		番 号	
住所 ※1		(マツヨリ名等)					
患者との続柄		□父 □母 □その他 ( )					
氏名		患者との続柄		患者との続柄			
氏名		患者との続柄		患者との続柄			
氏名		患者との続柄		患者との続柄			
氏名		患者との続柄		患者との続柄			
氏名		患者との続柄		患者との続柄			

留意事項

※1 【患者又は保護者の氏名又は住所の変更の場合】 変更内容を証明する書類(住民票の写し、戸籍謄本等)を添付してください。

※2 【加入している医療保険の変更の場合】 次の書類を添付してください。

- ① 変更後の保険者証、組合員証又は加入者証のコピー
- ② 保険者が知事に情報提供することに同意する旨の書類
- ③ [被用者保険に変更した場合] 被保険者の市町村民税課税年額を証明する書類
- ④ [国民健康保険・後期高齢医療に変更した場合] 住民票上の世帯の被保険者全員分の市町村民税課税年額を証明する書類

※3 【患者と同じ医療保険に加入している者の変更の場合】 加入している者の構成に変更があった場合は、次の書類を添付してください。

- ① 記載した方全員の保険者証、組合員証又は加入者証のコピー
- ② [被用者保険の場合] 被保険者本人の市町村民税課税年額を証明する書類
- ③ [国民健康保険・後期高齢者医療の場合] 住民票上の世帯の被保険者全員分の市町村民税課税年額を証明する書類

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条の規定により、記載のとおり届け出ます。

東京都知事 殿

届出日	年	月	日	変更事由発生日	年	月	日
氏名				性別			
住所							
電話番号				生年月日	年	月	日
公費負担番号							
受給者番号							

↓ 患者が18歳未満の場合のみ記載してください。

氏名							
住所							
電話番号				□父 □母 □その他 ( )			
患者との続柄							
収受印欄							

